

第5 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

事業概要	一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>1 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」(2013年12月)を踏まえ、交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に發揮させるため、交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定、交通指導取締りの実行、交通指導取締りの効果検証及び検証結果の交通指導取締り方針への反映といったP D C Aサイクルを機能させ限られた体制で交通死亡事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進する。具体的には、飲酒運転のほか、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった指導取締りを推進する。</p> <p>特に、速度超過の取締りに当たっては、交通事故情勢に応じた指針の設定及び警察署等の地域単位での交通事故分析結果等を踏まえた取締指針の制定についての情報発信を行った上、速度に起因する交通死亡事故の発生状況等を踏まえて路線、時間帯等を選定し、効果的な速度取締りを実施するとともに、取締りスペースの確保が困難な生活道路や、警察官の配置が困難な深夜等の時間帯における可搬式速度違反自動取締装置の運用を推進する。</p> <p>また、妨害運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、広報啓発を強化するとともに、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷(妨害目的運転)等のあらゆる法令を駆使して、厳正な捜査を徹底する。</p> <p>さらに、信号機のない横断歩道における歩行者の優先等を徹底するため、運転者に対し、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを重点的に行うほか、交通事故の被害の軽減を一層図るため、全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの適正使用に係る指導取締りの徹底を図る。</p> <p>加えて、交通指導取締りに係る業務の省力化、取締り情報の効果的な集約等に資する携帯端末と携帯印字機を組み合わせた交通反則切符自動作成機の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な取締りを行うための</p>

	<p>資機材の研究開発及び整備に努める。</p> <p>2 街頭活動の推進</p> <p>交通指導取締りと同様に地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、白バイや交通パトカーによる警戒活動を推進するとともに、通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。</p> <p>また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反に対する指導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等、歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。</p> <p>3 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化</p> <p>飲酒運転の実態について、「飲酒運転は夜間に敢行される」などの先入観を排除し、必要な調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、「飲酒運転根絶B O X」等により市民等から提供された飲酒運転関連情報の組織的活用を図ることにより、飲酒運転に対する取締りを一層強化する。</p> <p>また、飲酒運転や飲酒ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、車両の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。</p> <p>4 無免許運転等の取締りの強化</p> <p>無免許運転を認知した際の適正な取締りに加え、無免許運転常習者の組織的な把握と資料化、情報の共有を図るなどして、無免許運転に対する取締りを強力に推進する。</p> <p>また、無免許運転や無免許ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により無免許運転の危険性の周知を図る。</p> <p>5 携帯電話使用等違反の取締り強化</p> <p>運転中に携帯電話等を使用することは、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、携帯電話使用等の取締りを強力に推進する。</p> <p>6 自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進</p> <p>自転車の安全利用に向け、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、携帯電話使用等の歩行者や通行車両に危険を及ぼす違反等に対して指導警告を行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反については、積極的な検挙措置を講ずる。指導取締りに当たっては、自転車事故の発生、交通実態、取締り要望等に応じた重点的な指導取締り、指導警告時の指導内容の充実による再犯防止の徹底等、指導取締りの手法に努</p>
--	--

	<p>める。さらに、制動装置不良自転車を認めた場合には、積極的に停止を求め、検査を行うなどして、制動装置不良自転車の取締りを推進する。</p> <p>7 電動キックボード等による悪質・危険な運転に対する取締りの推進</p> <p>電動キックボード等について、引き続き、飲酒運転、信号無視、通行区分違反等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを推進するとともに、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合しない電動キックボード等を公道から排除するため、整備不良車両の運転等に対する取締りを徹底する。</p> <p>8 通学路における効果的な指導取締りの推進</p> <p>通学路における児童の安全を確保するため、通学路における可搬式速度違反自動取締装置を運用した速度違反取締りを始め、交通事故の発生状況、定時通行者等により恒常に敢行されている交通違反の態様、地域住民からの取締り要望等を踏まえて、通学時間帯において通行禁止違反を始めとする児童の安全を脅かす交通違反に重点を置いた指導取締りを推進する。</p> <p>また、学校関係者やPTA等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える活動を併せて推進する。</p>
--	---

(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

事業概要	<p>高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。</p>
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>1 交通指導取締りの推進</p> <p>悪質性・危険性・迷惑性の高い違反、特に妨害運転、著しい速度超過、過積載、車間距離不保持、交通の流れを阻害する通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。</p> <p>また、速度規制を遵守させるため、赤色灯を点灯させた交通パトカーによる警戒活動を強化する。</p> <p>2 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進</p> <p>大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、各種関係法令を積極的に適用し、飲酒運転、速度超過、過積載運転等の指導取締りを強化するとともに、背後責任の追及、関係機関と連携した事務所等に対する行政指導の徹底を図る。</p> <p>3 逆走事案に対する的確な対応</p> <p>高速道路における逆走は、重大事故に直結する危険な行為であることから、逆走事案を認知した際は的確な検挙措置を講ずるとともに、運転者の言動等からの一定の症状を呈する病気等にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や、臨時適性検査の実施を検討するなど、適切な措置に</p>

	<p>努める。</p> <p>4 シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底</p> <p>高速道路においては、シートベルト着用及びチャイルドシート使用による被害軽減効果が高いことから、普及啓発活動を推進するとともに、インターチェンジ入口等における指導取締りを強化し、後部座席を含めた全席シートベルト着用等の徹底を図る。</p>
--	--

2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

(実施機関：県警察本部)

(1) 危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底

(実施機関：県警察本部)

事業概要	悪質かつ危険な運転行為による事故事件に対しては、初動捜査の段階から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。
事業内容	<令和5年度計画> 飲酒運転や信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転等が疑われる悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、警察本部と警察署が連携し、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた適正かつ組織的な捜査活動を推進する。

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等

(実施機関：県警察本部)

事業概要	交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。
事業内容	<令和5年度計画> 交通捜査員等の育成を図るため、体系的かつ組織的な教養を推進するとともに、交通事故事件捜査等に対して卓越した知識を持つ技能指導官、交通事故鑑識官等による教養を実施し、捜査能力の向上を図る。

(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

(実施機関：県警察本部)

事業概要	3Dレーザースキャナやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な捜査を推進する。
事業内容	<令和5年度計画> 1 重大又は特異な交通事故事件については、交通事故事件捜査統括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や交通事故鑑識官の現場見分等による客観的な証拠収集を徹底する。 2 各種交通捜査支援システムの活用による科学的捜査を実施するとともに、自動車関連業者等との協力体制の確立を行い、基礎資料の収集・整備に努める。

(4) 自動運転車の事故に関する原因究明に向けた取組の推進

(実施機関：県警察本部)

事業概要	自動運転車の事故については、様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明に努める。
事業内容	<令和5年度計画> 自動運転車が関わる交通事故等を認知した場合には、関係機関との連携を図り、科学的検査を推進する。

3 暴走族等対策の推進

(実施機関：市教育委員会指導室、中部運輸局、県警察本部、県教育委員会)

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

(実施機関：市教育委員会指導室、県警察本部、県教育委員会)

事業概要	「暴走族等の追放の促進に関する条例」を効果的に運用するとともに、広報活動や家庭・学校等からの指導等を促進する。
事業内容	<令和5年度計画> [教育委員会、県警察本部、県県民文化局、県教育委員会] 1 県民等に対し、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏季・冬季）の中で、暴走族追放に向けた広報、啓発活動を推進し、暴走族追放気運の高揚を図る。 2 「免許はとらない」「買わない」「乗らない」「乗せてもらわない」の「四ない運動」を推進するとともに生徒が暴走族に加入したり、暴走行為をしないよう交通安全教育を徹底する。 3 保護者会、PTAの会合を通じて家庭にも「暴走行為の防止」を呼びかけ、地域ぐるみで防止に努める。 [県警察本部] 4 暴走族による犯罪行為や暴走族と暴力団とのつながりについて、ホームページなどを活用した広報を積極的に推進する。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備

(実施機関：県警察本部)

事業概要	暴走族等のい集場所として利用されやすい施設等の管理者に協力を求めるなど、暴走族等をい集させないための環境づくりを推進する。また、関係機関・団体との連携により、暴走行為ができない道路交通環境づくりを推進する。
事業内容	<令和5年度計画> 1 暴走族等のい集場所として利用されやすい公園の駐車場等の夜間閉鎖や、コンビニエンスストア等の駐車場からの締め出し等、暴走族等のい集を防止するため必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける。 また、ドリフト走行等の暴走行為が行われている道路や駐車場については、道路管理者等に対して、物理的にい集・暴走行為ができない措置を講ずるよう働き掛けるなど、道路交通環境づくりを積極的に推進する。

(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進

(実施機関：県警察本部)

事業概要	取締用装備資機材の充実を図り、検挙等による徹底した取締りを推進するとともに、関係都道府県相互の捜査協力を積極的に行う。また、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、背後責任の追及を行う。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <ol style="list-style-type: none">1 暴走行為の取締りに有効な装備資機材の充実を図り、これらを効果的に活用した現場検挙や証拠資料に基づく共同危険行為等の禁止違反による構成員の検挙を推進し、暴走行為の封圧を図る。2 暴走族が敢行する犯罪行為について、各種法令の適用により構成員の検挙を進める。3 暴走族と関係のある暴力団関係者の徹底検挙により、暴走族と暴力団の切り離しを進め、暴走族グループの解体を推進する。4 小規模の集団による暴走行為に対しては、暴走に使用する車両の隠匿場所及び暴走族のい集場所等の的割り・よう撃取締りを積極的に実施し、暴走族の検挙を推進する。5 違法行為を敢行する旧車会グループについて、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反に対する取締りを行い、その解体を推進する。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

(実施機関：県警察本部)

事業概要	暴走族関係事犯の捜査においては、グループの解体と合わせ、グループからの離脱支援及び暴力団と関わりのある者に対する暴力団からの離脱指導及び再犯防止に努める。また、暴走行為に対する運転免許の行政処分を迅速かつ厳重に行い、「暴走族のいないまちづくり推進協議会」が実施する啓発活動等を推進する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <ol style="list-style-type: none">1 暴走族に対する共同危険行為等禁止違反などの違反行為については、迅速かつ適正に行政処分を実施する。2 暴走族関係事犯の捜査においては、非行の背景となっている行状、性格及び家庭等の被疑者を取り巻く環境等を明らかにし、適切な個別指導を実施する。 特に暴走族のリーダーなどグループの中心的な構成員に対しては、マンツーマンによる指導を積極的に推進し、暴走行為の再犯防止、暴走族からの離脱指導及び支援活動を行う。3 暴力団との関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導及び支援活動を徹底する。4 暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、関係機関・団体で構成される「暴走族のいないまちづくり推進協議会」が実施する暴走族追放強調月間等における啓発活動を通じ、地域社会が一体となつた青少年の非行防止・暴走族加入防止活動を推進する。

(5) 車両の不正改造の防止

(実施機関：中部運輸局、県警察本部)

事業概要	暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両の保安基準に適合しない部品などが不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。
事業内容	<令和5年度計画> [中部運輸局] 1 「不正改造車を排除する運動」を実施する。 2 街頭指導検査を実施する。 [中部運輸局、県警察本部] 3 暴走族の取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等の車両の不法改造の取締りを強化するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化する。 4 自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。 5 違法行為を敢行する旧車會に対する実態把握に努め、不正改造等の取締りを推進する。